

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【公表番号】特表2019-511678(P2019-511678A)

【公表日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2018-536472(P2018-536472)

【国際特許分類】

F 1 6 C	23/02	(2006.01)
F 1 6 C	13/00	(2006.01)
C 0 3 B	23/03	(2006.01)
F 1 6 C	13/02	(2006.01)
F 1 6 C	17/02	(2006.01)
F 1 6 C	33/24	(2006.01)
F 1 6 C	33/12	(2006.01)
F 1 6 C	35/02	(2006.01)

【F I】

F 1 6 C	23/02	
F 1 6 C	13/00	Z
C 0 3 B	23/03	
F 1 6 C	13/02	
F 1 6 C	17/02	Z
F 1 6 C	33/24	A
F 1 6 C	33/12	Z
F 1 6 C	35/02	Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月14日(2020.1.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ペアリング組立体であって、

耐熱鋼または高温合金から形成されるシャフトと、

耐熱鋼または高温合金から形成されるローラであって、該ローラの孔に前記シャフトを受容するローラと、

セラミックから形成され、前記シャフトと前記ローラの間に配置される少なくとも一つのペアリングリングと、

を備え、

該ペアリングリングが前記ローラと協働して、前記ローラが前記シャフト周りに回転することを可能にする、ペアリング組立体。

【請求項2】

前記シャフトおよびローラが異なる耐熱鋼または高温合金から形成される、請求項1記載のペアリング組立体。

【請求項3】

前記セラミックのペアリングリングがジルコニアのペアリングリングである、請求項1

または 2 記載のベアリング組立体。

【請求項 4】

前記シャフトが、前記ローラ内に前記ベアリングリングを保持するための第一の直径部、第二の直径部、および第三の直径部を含み、前記ベアリングリングおよびローラが、前記第一の直径部上に配置され、前記第二の直径部が、前記第一の直径部からの前記ベアリングリングおよびローラの移動を防止するために該第一の直径部よりも大きく、前記第三の直径部が、前記第一の直径部上に前記ベアリングリングおよびローラを保持するためのワッシャおよびナットを受容するために該第一の直径部よりも小さい、請求項 1 から 3 のいずれか一項記載のベアリング組立体。

【請求項 5】

請求項 1 から 4 のいずれか一項記載のベアリング組立体を含むガラス成形機械であって、該ベアリング組立体が上型と下型をアライメントさせる、ガラス成形機械。